

## 職員の懲戒処分について（令和6年11月26日付け）

当該職員は令和6年8月15日（木）18時頃より青森市内の飲食店において飲酒を伴う会食後に自家用車を運転中に警察官に呼び止められ、呼気検査により基準値以上のアルコールが検出され、酒気帯び運転により現行犯逮捕されたものである。

この事案に関して、下記のとおり当事務組合の職員に対し、地方公務員法第29条に基づく懲戒処分を行いましたので公表します。

### 記

#### 1 当事者

所 属	職 名	年 齢	性 別	処分内容
横浜消防署	主 事	20代	男 性	停職6か月

#### 2 管理監督者

所 属	職 名	年 齢	性 別	処分内容
消 防 本 部	消 防 長	60代	男 性	口頭による嚴重注意
横浜消防署	署 長	60代	男 性	口頭による嚴重注意

#### 3 処分期日 令和6年11月26日

#### 4 管理者から

この度の職員の酒気帯び運転に関しましては誠に遺憾であり、地域住民の信頼を裏切る結果をまねき心よりお詫び申し上げます。

今回の事案を厳粛に受け止め、全職員に対し改めて再発防止に向けた綱紀粛正と服務規律の徹底を行い、地域住民の皆様の信頼回復に努めてまいります。